

ニ付テハ委員會成立後直チニ協議シ九月三十日以後共販ヲ實施
シ一個一錢一厘ニ値上ゲスルコトヲ決シ、電球業者ニ既ニ通知
シタ、輸出向電球工業組合ハ之ニ對シ、強硬派ハ電球業者ニ於
テバルブ工場ノ新設ヲ主張スルモノモアレド大勢ハ一錢一厘ヲ
認ムルガ如ク只本組合、並ニ委員會ノ成立ニ伴ヒテバルブ業者
ハ續索ヲ固メ漸次値上ゲヲ行ナハザルカヲ懸念シテ居ル、事實
バルブ業者ハ差詰メ一錢一厘ト決定セルモ實ハ尙收支率ジテ償
フニタルノミデ眞實ハ一錢二厘ト致シタキ意圖デアアル、電球業
者モ疾ニコノ事ヲ察知セル爲之ヲ防避セントシテ一錢一厘ヲ認
ムルト共ニ期限ヲ附サントスル策戰ヲ講ズル如クデアアル。
尙九月三十日以後ハ取引決済ヲ月末現金拂ニ改正スルコトヲ併
セテ決シ之ハ實施サルルガ如クデアアル。

第 2859 號

昭和九年十月十日

大阪支所長 橋本 能保 利

福岡出張所長 清原 進 殿

大日本國家社會黨被上支部ノ結成ノ件

